

# ご遺族のみなさまへ おくやみパンフレット

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。ご遺族のみなさまのお悲しみはいかばかりかと拝察いたします。みなさまのお手続きがよりスムーズになるよう、このパンフレットをご活用ください。

まずは、市民課にお越しいただき各課へのご案内をさせていただきます。

お手続きは、おおよそ 1 時間から 1 時間半ほどかかりますので、お時間に余裕をもってお越しください。

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分

受付場所：太宰府市役所市民課（1 階 1 番窓口）

連絡先：092-921-2121（内線 303、304）



 太宰府市

令和 7 年 12 月

## ～目次～

窓口番号	内容	頁	済
	死亡に関する手続きについてよくある質問	2	△
1	市民課での手続き内容と必要なもの	4	□
4	国保年金課（国保）での手続き内容と必要なもの	5	□
5	国保年金課（年金）での手続き内容と必要なもの	5	□
6	国保年金課（後期高齢者医療・公費医療）での手続き内容と必要なもの	6	□
7	介護保険課での手続き内容と必要なもの	6	□
8	福祉課での手続き内容と必要なもの	7	□
10	税務課（市民税）での手続き内容と必要なもの	7	□
12	税務課（固定資産税）での手続き内容と必要なもの	9	□
13	保育児童課での手続き内容と必要なもの	9	□
3	環境課での手続き内容と必要なもの	9	□
	上下水道課での手続き内容と必要なもの	10	□
	産業振興課での手続き内容と必要なもの	10	□
	農業委員会での手続き内容と必要なもの	10	□
	市役所以外で行う主な手続き	11	□
	戸籍謄本、住民票の取得方法	12	△
	相続順位、法定相続分について	13	△
	委任状様式	14	△
	相続登記のご案内	16	△
	生活の不安や心配のご相談	18	△

## 死亡に関する手続きについてよくある質問

Q：戸籍謄本等は死亡届を出したらすぐもらえるの？

A：本籍地が太宰府市の人は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで2～3日（休日に届出された場合は、市役所の開庁日から2～3日）かかります。また、本籍地が太宰府市以外の人については、本籍地に通知を行うため、さらに日数が必要です。戸籍謄本等の証明が必要な場合は、本籍地の戸籍担当に確認をお願いします。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

Q：本籍地が太宰府市ではないけど、戸籍謄本はもらえるの？

A：本籍地が太宰府市ではない人でも本人、配偶者、直系尊属、直系卑属に限りマイナンバーカードや運転免許証などの官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類を窓口で提示すれば申請することができます。

※郵送請求、委任状による代理請求、自己の権利行使するための第三者請求、弁護士等による職務上請求は対象外です。本籍地の市区町村に直接請求してください。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

Q：亡くなった人の住所地以外で死亡届を出した場合、死亡に関する手続きはすぐにできるの？

A：死亡届を出した市区町村役場より、死亡の通知が届いてから住民登録に内容の変更を行うため日数がかかります。お電話いただけすると、内容が変更されているか確認をしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】市民課市民係 内線 304

Q：国民健康保険の葬祭費とは？

A：亡くなった国保被保険者の葬祭を行った人（喪主）に葬祭費（3万円）が支給されます。国保年金課への申請が必要です。ただし、社会保険等の被保険者「本人」が退職後3カ月以内に亡くなった場合は、在職時の健康保険者に葬祭費を申請してください。

【問い合わせ先】国保年金課国保年金係 内線 320

Q：亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

A：亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合等）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 370

Q：要介護認定申請していたけど、取下げは必要な？

A：要介護（要支援）認定申請中の人が亡くなった場合は、担当ケアマネジャー及び介護保険課へご連絡ください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 371

**Q：毎月、高額介護（予防）サービス費の支給を受けていたが、亡くなった場合はどうなるの？**

A：本人が亡くなった場合、その法定相続人による申請が可能です。申請に際しては、添付書類として被保険者本人との続柄を証明するための戸籍抄本（コピー可）が必要となります。（ただし、住民基本台帳上の同一世帯員である法定相続人による申請の場合は、戸籍抄本の添付は不要です。）

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 372

**Q：亡くなった人にも住民税は課税されるの？**

A：住民税は1月1日現在、市内にお住まいの人に課税されますので、1月2日以降に亡くなった場合であっても前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなった人が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

【問い合わせ先】税務課市民税係 内線 330・331・336

**Q：納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなるの？**

A：土地・家屋の所有者が亡くなった場合、法務局での相続登記の手続きが必要です。この相続登記を所有者が亡くなった年内に済まされると、翌年度からは新しい所有者に課税されます。また、相続登記が完了するまでの間、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書のご提出をお願いします。（相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続する資産の所有権を決定するものではありません。）

【問い合わせ先】税務課固定資産税係 内線 332・333・337

**Q：児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなるの？**

A：児童手当の受給者が亡くなった場合は、亡くなった日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなった人に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには認定請求書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】保育児童課児童福祉係 内線 318

**Q：犯罪や事故の被害にあった場合に相談できるところはあるの？**

A：犯罪や事故による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族などが、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、各種相談窓口が開設されています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】防災安全課防犯安全係 内線 549

**Q：市民図書館を利用していた人が亡くなった場合、どうしたらいいの？**

A：亡くなった人の「図書館利用カード」があれば、市民図書館にお持ちください。

来館が難しい場合は、市民図書館にお問い合わせください。なお、図書館から借りられた本や雑誌等がありましたら、返却をお願いします。

【問い合わせ先】太宰府市民図書館 電話 921-4646

Q：住む人がいなくなった家（空き家）のことを相談できるところはあるの？

A:空き家の売買のことに限らず、相続の問題や管理のことなど空き家に関する悩みごと・困りごとについて無料で相談できる窓口をご案内できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】都市計画係 内線 426・466

## 市民課での手続き内容と必要なもの（1番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
世帯主が亡くなった世帯	世帯主変更届※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人確認書類</li><li>・同世帯員以外の代理人がお越しの場合は委任状</li></ul>	内線 303 304 市民係
印鑑登録証をお持ちの人	印鑑登録証の返納	<ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑登録証</li></ul>	
通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちの人	通知カードまたはマイナンバーカードの返納※2	<ul style="list-style-type: none"><li>・通知カードまたはマイナンバーカード</li></ul>	

■本人確認書類は以下のものをお持ちください■

顔写真付きのもの1点（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）または、

顔写真がないもの2点（年金手帳、通帳、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

※1 一人世帯の場合には世帯主変更届の必要はありません。世帯構成員が複数人いる世帯の世帯主が亡くなった場合、新たに世帯主を決めていただく必要がありますので、手続きにお越しの前に決めてください。ただし、2人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的にもう1人が世帯主になります。

※2 亡くなられた人の通知カードまたはマイナンバーカードは、金融機関などの各種お手続きに必要な場合があるため、すべての手続きが完了後、返納してください。

## 国保年金課（国保）での手続き内容と必要なもの（4番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
国民健康保険被保険者 (社会保険等の「本人」が退職後3ヶ月以内に亡くなった場合は在職時の健康保険者に申請)	葬祭費申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった人の保険証、資格確認書、「資格情報のお知らせ」のうちお持ちのものすべて</li> <li>会葬礼状・火葬許可証・葬祭費の領収証など喪主であることが確認できる書類</li> <li>喪主名義の口座がわかるもの</li> <li>届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）</li> </ul>	内線 312 320 国保年金係
国民健康保険被保険者	国民健康保険資格喪失届 ※世帯主が亡くなった場合は、世帯主変更届が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった人の保険証、資格確認書、「資格情報のお知らせ」のうちお持ちのものすべて</li> </ul> <p>※世帯主が亡くなった場合は、国民健康保険加入者全員分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>返納または差し替えが必要となるもの（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証）</li> </ul>	内線 312 320 国保年金係

## 国保年金課（年金）での手続き内容と必要なもの（5番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当
厚生年金に加入していた人 期間がある人	死亡届・死亡未支給年金など	詳細は南福岡年金事務所へお問い合わせください。	南福岡年金事務所 電話：092-552-6112
各種共済組合等に加入していた期間がある人	死亡届・死亡未支給年金など	詳細は加入していた共済組合等にお問い合わせください。	各種共済組合等
国民年金のみに加入していた人	死亡届・死亡未支給年金・国民年金死亡一時金・遺族基礎年金など	亡くなった方により必要書類が異なるため、窓口で説明いたします。	国保年金係 内線 306

## 国保年金課（後期高齢者医療・公費医療）での手続き内容と必要なもの（6番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係	
後期高齢者医療被保険者	葬祭費申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主確認書類（会葬礼状・葬儀の領収書・火葬許可証のいずれか1つ）</li> <li>・喪主名義の口座がわかるもの</li> </ul>	内線 305 315 公費医療係	
後期高齢者医療被保険者	相続人代表者の口座届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者の口座がわかるもの</li> <li>・相続人と亡くなった人の続柄確認書類（相続人の戸籍謄本等。ただし、同世帯で続柄のわかる場合は不要）</li> </ul> <p>※「相続人代表者」は原則、被保険者本人の配偶者または直系3親等以内の人になります。</p>		
子ども医療受給者	資格喪失届の提出 医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種医療証</li> </ul>		
重度障がい者医療受給者				
ひとり親家庭等医療受給者				

## 介護保険課での手続き内容と必要なもの（7番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
介護保険被保険者	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証（黄色）</li> <li>・介護保険負担割合証（緑色）</li> <li>・介護保険負担限度額認定証（桃色）</li> </ul>	内線 370 371 372 介護保険係
要介護認定を受け、サービスを利用していった人の法定相続人	相続人代表者指定届兼口座指定届の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人の口座情報</li> <li>・戸籍抄本（コピー可）※住民基本台帳上同一世帯員である法定相続人による申請の場合は、戸籍抄本の添付は不要です。</li> </ul>	

## 福祉課での手続き内容と必要なもの（8番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
障がい者手帳をお持ちの人	障がい者手帳の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳</li> <li>・タクシー券（お持ちの人）</li> <li>・コミュニティバス利用券（お持ちの人）</li> </ul>	障がい福祉係 内線 323 324
自立支援医療受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証（更生・育成・精神通院）</li> </ul>	
障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援を利用していた人	障がい福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、障がい児通所受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス受給者証</li> <li>・地域生活支援事業利用者証</li> <li>・障がい児通所受給者証</li> </ul>	
特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受けていた人	特別障がい者手当、障がい児福祉手当の喪失届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人に代わって、手当を受け取る人の振込先情報</li> </ul>	
心身障がい者扶養共済制度を利用している人及びその関係者	各種届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書等</li> </ul> <p>詳細はお問い合わせください。</p>	福岡県 障がい福祉課 643-3263

## 税務課での手続き内容と必要なもの（10番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
亡くなった人の相続人	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人全員の署名</li> </ul>	内線 市民税 331 336
軽自動車、バイク等の軽自動車税の納税義務者が亡くなった場合のご遺族	下記の表を参考にしてください	下記の表を参考にしてください	

車種	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
125cc以下のバイク 小型特殊自動車 (農耕車、フォークリフト等)	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚</li> <li>・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）</li> <li>・譲渡証明書等（名義が相続人以外に渡る場合）</li> <li>・車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等）</li> </ul>	内線 市民税 331 336
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚</li> <li>・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）</li> <li>・車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等）</li> </ul>	

軽自動車	車両の名義変更 ※ご遺族が引き 続き使用する場 合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 2枚 (管轄が変わる場合)</li> <li>印鑑 (新旧所有者、新使用者)</li> <li>車検証</li> <li>新使用者の住民票</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	管轄の軽自動車検査協会
	車両の廃車届 ※車両を解体処 分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 2枚</li> <li>印鑑 (所有者・使用者)</li> <li>車検証</li> <li>解体報告時の移動報告番号</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	
125cc を超え 250cc 以下 のバイク	車両の名義変更 ※ご遺族が引き 続き使用する場 合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 1枚 (管轄が変わる場合)</li> <li>印鑑 (新旧所有者、新旧使用者)</li> <li>軽自動車届出済証</li> <li>自賠責保険証</li> <li>新使用者の住民票</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処 分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 1枚</li> <li>印鑑 (所有者・使用者)</li> <li>軽自動車届出済証</li> <li>新使用者の住民票 (管轄外での手続き)</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	
二輪の小型自動車 (250cc を超える バイク)	車両の名義変更 ※ご遺族が引き 続き使用する場 合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 1枚 (管轄が変わる場合)</li> <li>印鑑 (新旧所有者、新使用者)</li> <li>車検証</li> <li>新使用者の住民票</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処 分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート 1枚</li> <li>印鑑 (所有者)</li> <li>車検証</li> <li>その他指示された書類(必ず提出先にご確認ください。)</li> </ul>	

※納税義務者が亡くなった場合、名義変更の手続きが済むまでの間、相続人全員の中から相続人代表者を決めていただく必要があります。

※軽自動車協会・運輸局への手続き方法の詳細は、必ず各機関へお尋ねください。

#### 各機関の連絡先

九州運輸局福岡運輸支局  
〒813-8577  
福岡市東区千早 3-10-40  
電話 : 050-5540-2078

軽自動車検査協会福岡主管事務所  
〒813-0019  
福岡市東区みなと香椎 4-3-37  
電話 : 050-3816-1750

## 税務課での手続き内容と必要なもの（1 2番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
土地・家屋（登記物件）・ 償却資産を所有する納税 義務者が亡くなった場合 の相続人	相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者 申告書	・相続人全員の署名 ・遺産分割協議書等（お持ちの人）	内線 332 固定資産税係
未登記家屋の所有者が亡 くなった場合の相続人	家屋課税補充台帳 名義変更届	・公正証書、遺産分割協議書等 ※詳細は固定資産税係にお問い合わせ ください。	333 337 固定資産税係

※納税義務者が亡くなった場合、相続人全員の中から相続人代表者を決める必要があります。

※不動産の相続登記については、法務局での手続きが必要です。詳しくは福岡法務局筑紫支局にお尋ねください。

## 保育児童課での手続き内容と必要なもの（1 3番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
児童手当の受給者が亡くな った世帯	支給事由消滅届 認定請求書	・配偶者の預金通帳 ・配偶者の通知カードまたは マイナンバーカード ・児童手当受給中の児童の預金通帳	児童 内線 318 福祉 係
児童手当の受給対象となる 児童が亡くなった世帯	支給事由消滅届 額改定認定請求書		

## 環境課での手続き内容と必要なもの（3番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
犬の所有者（飼い主）	犬の登録事項変更 (所有者、所在地)	・新しい所有者の情報 ・犬の鑑札、狂犬病予防注射のハガキ など登録状況が分かるもの	内線 307 環境 308 保全 係

## 上下水道課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	問い合わせ先
上下水道契約者 (使用者)	使用者名・使用人数の変更 使用の中止 口座の変更 請求先の変更	上下水道事業センターまでご連絡ください。 電話：092-408-4024 電話受付時間：平日のみ 8：30～17：00

## 産業振興課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により森林の所有者となった人	森林の土地の所有者届出	・土地の位置を示す地図 ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可) ・相続人が複数となる場合はご相談ください。	商工・農政係 内線437

## 農業委員会での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により農地の所有者となった人	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可) ・相続人が複数となる場合はご相談ください。	農業委員会 内線437

メモ

## 市役所以外で行う主な手続き

対象	手続き内容	必要なもの	手続き先
固定電話	契約継承・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	契約継承・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
電気、ガス	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	筑紫野警察署 電話：092-929-0110
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	福岡パスポートセンター 電話：092-725-9001
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・保険証券</li> <li>・戸籍謄本 等</li> </ul> <p>※保険会社、契約内容によって必要書類は異なります。</p>	加入していた 生命保険会社 または代理店
預貯金口座等	口座解凍手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>・相続人の戸籍謄本</li> <li>・相続人の印鑑証明 等</li> </ul> <p>※金融機関、取引状況等によって 必要書類は異なります。</p>	各金融機関
特定医療費受給者	医療証の返納	右記に連絡し、手続きを行ってください。	筑紫保健福祉環境事務所 電話：092-513-5583
不動産登記関係	相続登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>・住民票の除票または附票</li> <li>・相続人全員の戸籍謄本</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・相続人の住民票</li> <li>・相続する物件の登記簿謄本 等</li> </ul> <p>※詳しくは16ページにチラシを掲載しています。</p>	福岡法務局 筑紫支局 電話：092-922-2881
遺品の整理	遺品の処分	右記に連絡し、処分方法をお尋ねください。	もえるごみ クリーン・エネパーク南部 電話：433-8234 もえないごみ 太宰府市環境美化センター 電話：596-5943

※この一覧表にすべてが記載されているわけではないため、ご自身でお確かめください。

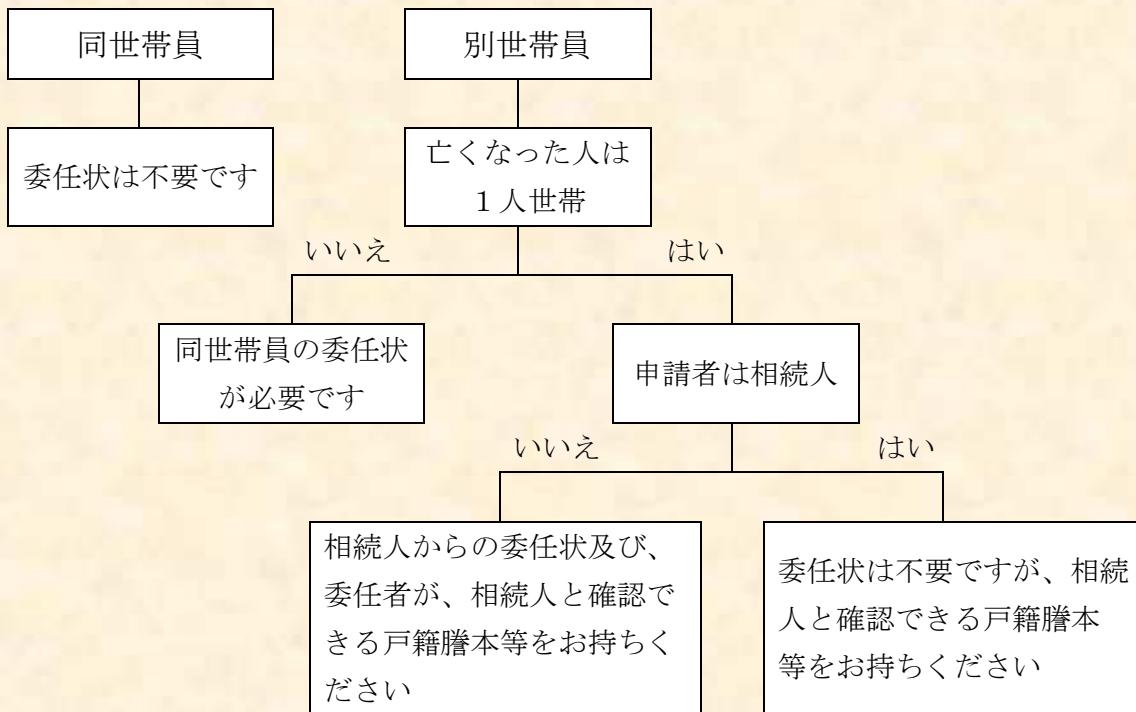
## 戸籍謄本、住民票の取得方法

亡くなった人の証明書を発行する際に、申請者との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。下記のフローチャートをご参考ください。

また、委任状の様式は、14ページに載せておりますのでご利用ください。

### 1、住民票の発行

申請者と亡くなった人との関係

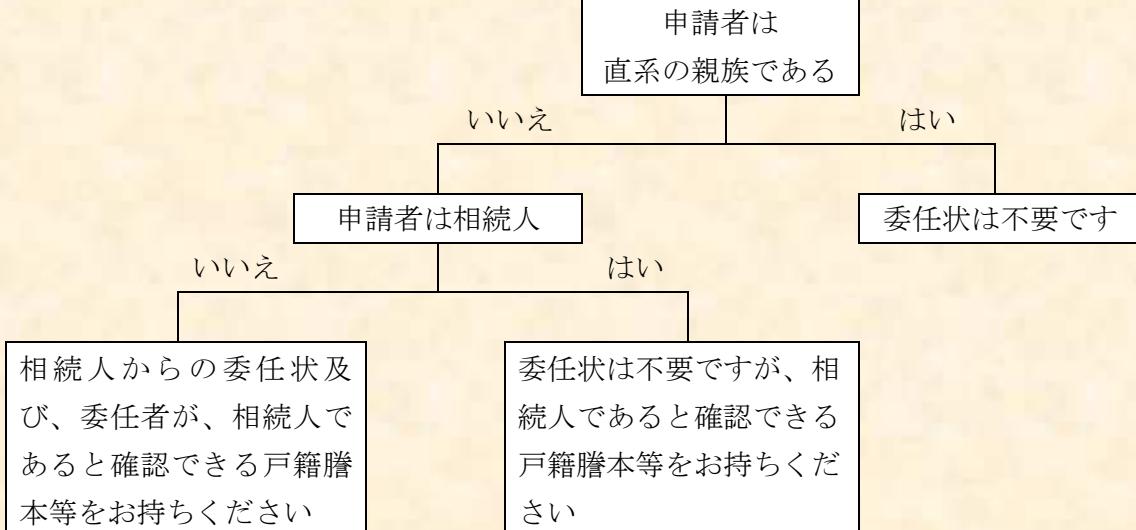


### 2、戸籍の発行（本籍地市区町村で発行する場合）

※本籍地以外の人が請求する方法は2ページに載せております。

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。

※死亡届を提出してから死亡の記載が戸籍に反映されるまで10日以上かかる場合がございます。

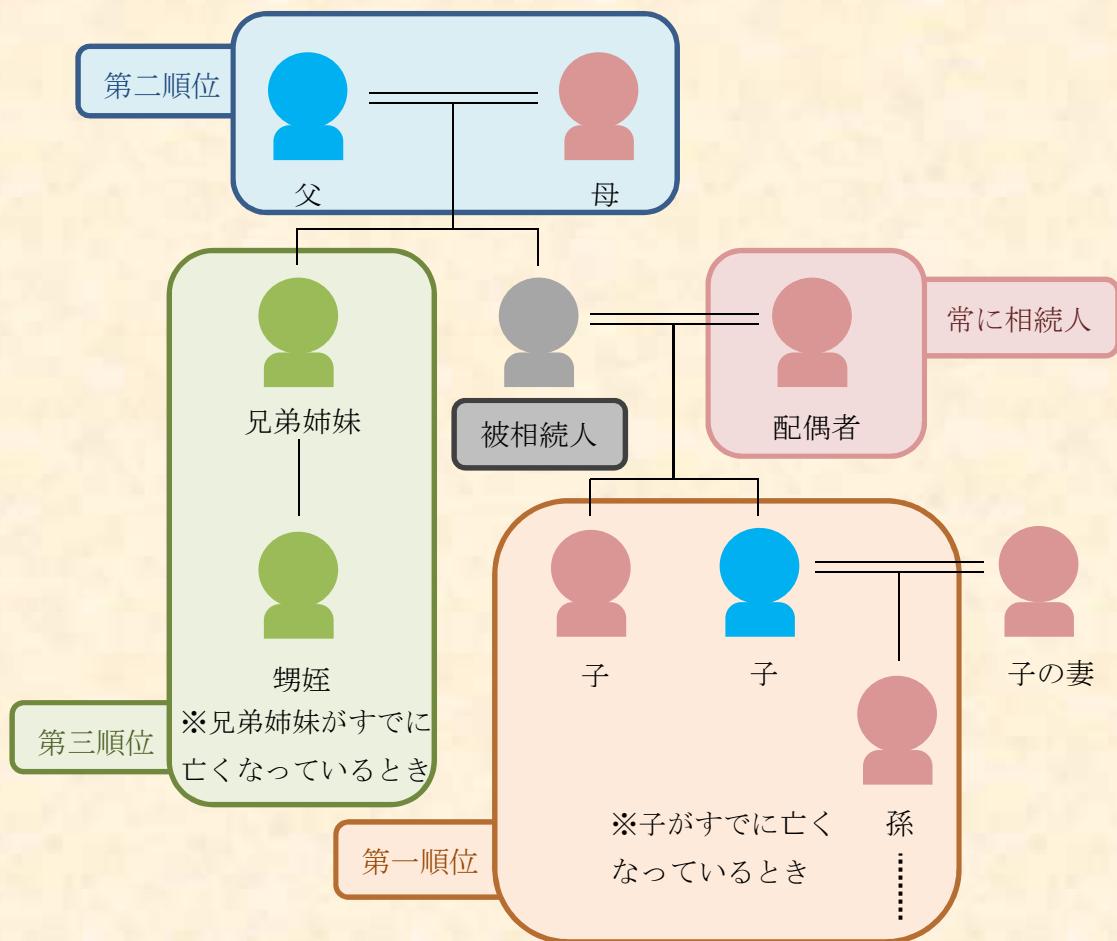


## 法定相続順位（民法 887 条、889 条、890 条）

下記の図に該当する人全員が相続の対象となるわけではなく優先順位が決まっており、その優先順位に沿って該当した人が、相続人となります。

具体的に、お父様が亡くなった場合、お母様（配偶者）とそのお子様（第一順位）が相続の対象となります。第一順位がいなければ第二順位、第二順位がいなければ第三順位となります。

また、第四順位はなく、相続人がいない場合は国庫に帰属されます。（民法 959 条）



## 法定相続分（民法 900 条）

相続順位	血縁相続	血縁相続人の相続分	配偶者の相続分
第一順位	子	1 / 2	1 / 2
第二順位	直系尊属（父、母）	1 / 3	2 / 3
第三順位	兄弟姉妹	1 / 4	3 / 4

※上記は原則的なもので、遺言書やその他諸事情により変わることがあります。

個人番号(マイナンバー)入りの住民票等は、  
本人へ普通郵便にて送付します。

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。  
使用していた場合は、申請をお受けできません。

## この委任状は本人(頼む方)がすべて記入してください。

### 委 任 状

太宰府市長 殿

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

令和  年  月  日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

#### 本人(頼む方)

(住民票のある)	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。)		
住 所			
マンション・アパート名 と部屋号数			
氏 名	(自署の場合は押印不要です。)	印	明治・大正・昭和・平成・令和 生年月日 年 月 日
電話番号	—	—	自宅・職場・ケータイ・呼出( )

#### <1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関すること>

[氏名を記入]

[内容を記入]

の  に関する届出

#### <2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関すること>

[氏名を記入]

[証明の種類を記入]

の  が、必要

の  が、必要

証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)

#### 代理人(窓口に来る方) ※この欄も本人(頼む方)が記入してください。

(住民票のある)			
住 所			
マンション・アパート名 と部屋号数			
※法人(会社など)の社員に委任する場合は、上記住所欄に法人(会社)の住所と団体名(社名)の両方を書いて下さい。			
氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

代理人の方へ 上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る方)の本人確認を実施していますので  
本人確認できる資料を必ずご持参ください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認  
資料と別に法人の職員(会社の社員)である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等  
の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍  
法第133条、刑法第159・161条。)。

# 委任状記入例

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。  
使用していた場合は、申請をお受けできません。

この委任状は本人(頼む人)がすべて記入してください。

## 委 任 状

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

太宰府市長 殿

令和 **2** 年 **2** 月 **2** 日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

### 本人(頼む人)

(住民票のある) 住 所	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。) <b>太宰府市観世音寺1丁目1番1号</b>		
マンション・アパート名 と部屋号数	<b>太宰府アパート101号</b>		
氏 名	(自署の場合は押印不要です。) <b>太宰府 花子</b>	印	明治・大正・昭和・平成・令和 5年1月1日
電話番号	<b>092-921-2121</b>	自宅	・職場・ケータイ・呼出( )

#### <1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関すること>

[氏名を記入]

[内容を記入]

の

に関する届出

#### <2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関すること>

[氏名を記入]

[証明の種類を記入]

**太宰府 太郎**

**戸籍謄本、住民票**

が、必要

の

が、必要

証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)

**本籍・筆頭者が載った住民票が1枚必要**

### 代理人(窓口に来る人) ※この欄も本人(頼む人)が記入してください。

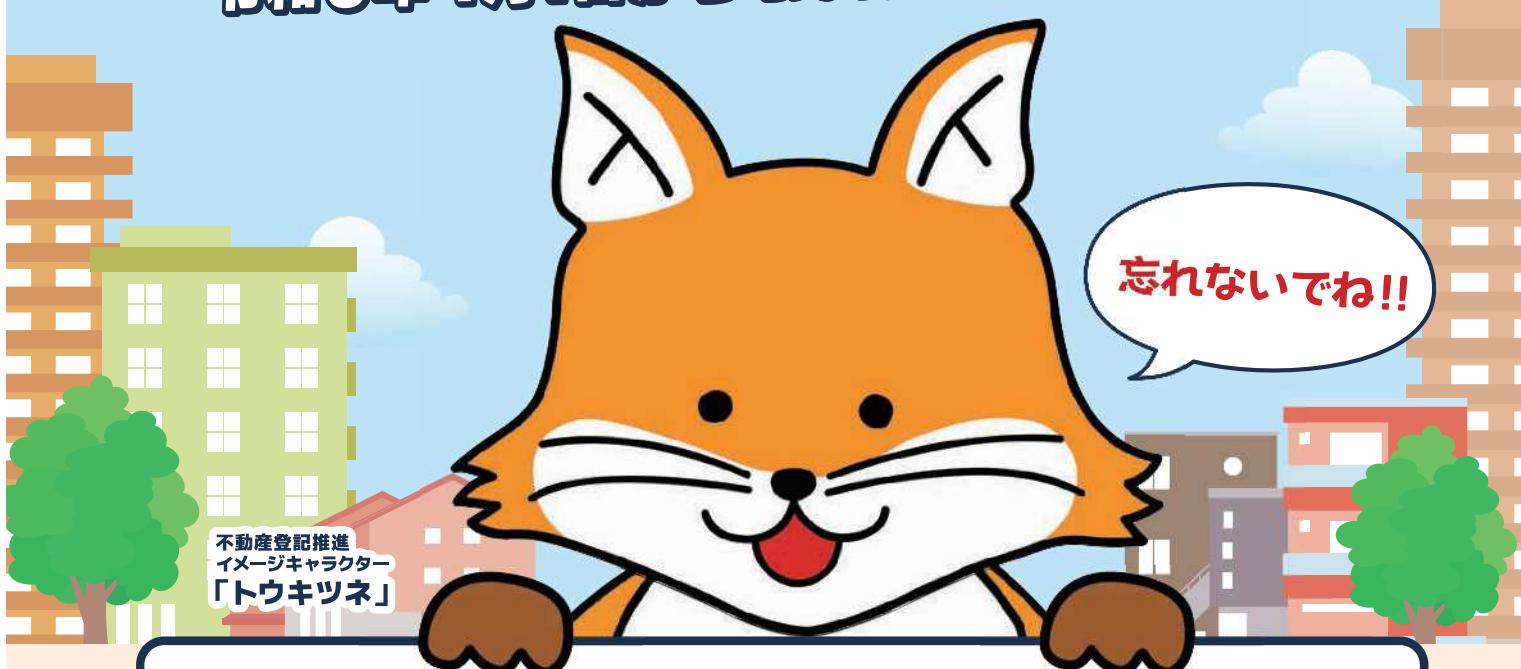
(住民票のある) 住 所	<b>太宰府市五条3丁目1番1号</b>		
マンション・アパート名 と部屋号数			
※法人(会社など)の社員に委任する場合は、上記住所欄に法人(会社)の住所と団体名(社名)の両方を書いてください。			
氏 名	<b>太宰府 二郎</b>	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 4年1月1日

上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る人)の本人確認を実施していますので、**運転免許証等の本人確認書類**を必ずお持ちください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認書類と別に**法人の職員(会社の社員)**である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条、刑法第159・161条。)。

# 不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



## Point ①

相続したことを知った日から  
**3年以内**に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。

## Point ②

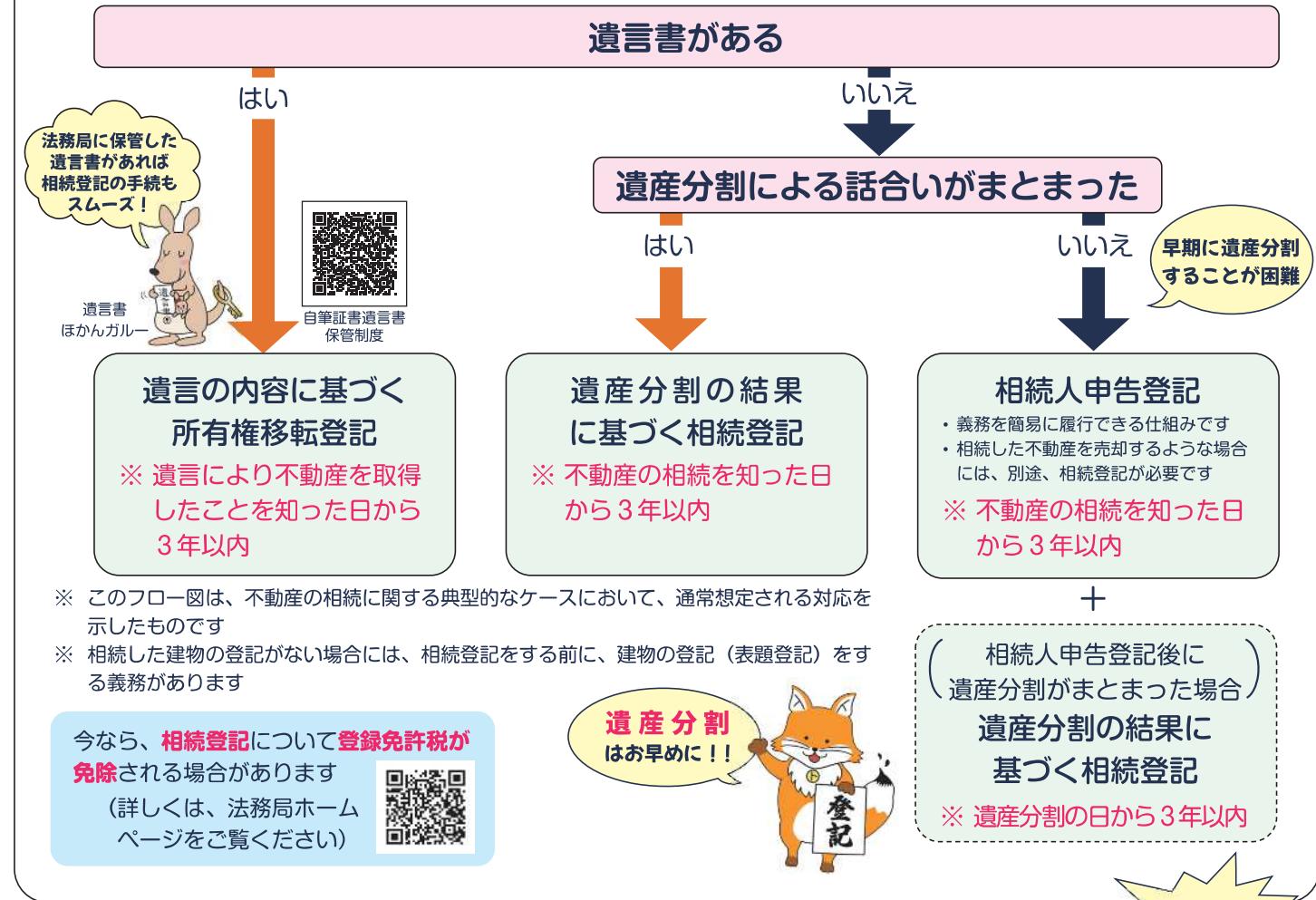
**義務化前の相続も対象!**

※義務化前に相続したことを知った不動産は、  
令和9年3月末までに登記する必要があります。



# 不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）**に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



## 相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています



- 専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の  
ホームページ（法律  
相談のご案内）



日本司法書士会連合  
会のホームページ  
(登記手続のご案内)



日本土地家屋調査士  
会連合会のホーム  
ページ（表示に関す  
る登記のご案内）



# せい か つ ふ あ ん し ん ぱ い 生活の不安や心配



はや 早めの相談が そう だん 早期の自立につながります

## ご相談ください

こんなことありませんか

なかなか仕事が見つからない

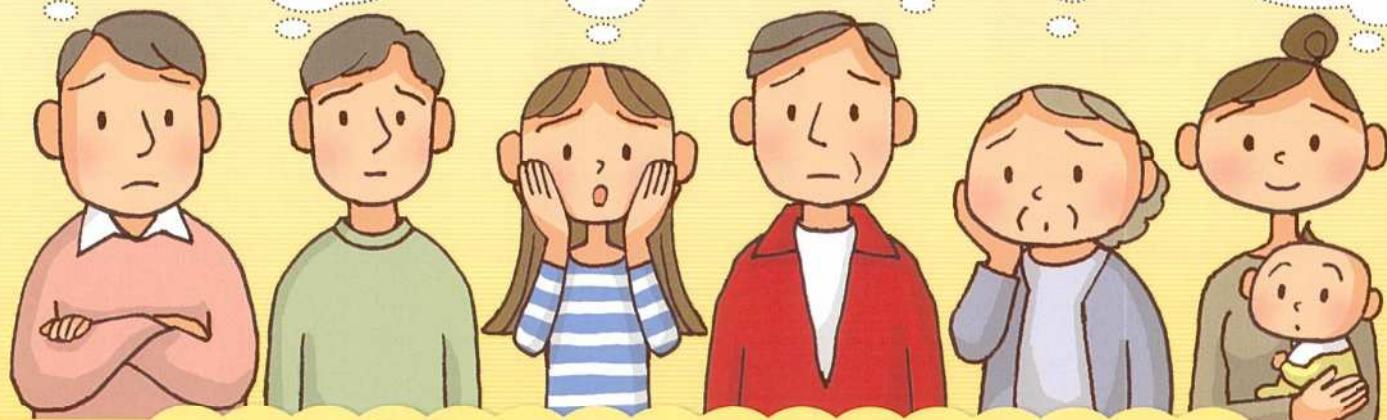
はたら ずっと働いていないので しゅうしょく ふあん 就職が不安

や ちん はら 家賃が払えずで 家を出なければ ならぬ

しゅうにゅう 収入より 借金が多くある

か そく ひ 引きこもって いる

そだん どこに相談していいのかわからない



一緒に問題解決の方法を考えましょう

### 相談の流れ

ステップ  
1

まずは、あなたの不安、悩みを整理しましょう。



ステップ  
2

ひとつずつ解決していくために、一緒に計画を立てましょう。



ステップ  
3

いま せいかつ すこ 今の生活を少しでも良くしていきましょう。



# 仕事や生活に困っている方へは、まずはご相談ください。 一人ひとりの状況に合わせて様々な支援を行います。



## 自立に向けた相談支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(自立相談支援事業)



## 就労に向けた支援

「働くことに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに一般就労が難しい方に、就労体験の機会などを提供します。

(就労準備支援事業)



## 住居確保給付金

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれが高い方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。

(住居確保給付金)



## 家計の立て直しのための支援

家計の「見える化」を支援員が一緒に行い、立て直しのアドバイスを行うことで早期の生活再生を支援します。

(家計改善支援事業)

## ひきこもりに関する相談・支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、当事者を対象とした「フリースペース」の提供やご家族を対象とした「家族のつどい」なども実施します。

(ひきこもりサポート事業)

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※「就労準備支援事業」については、一定の資産・収入に関する対象者の要件がありますが、自治体が本事業による支援が必要であると認める方なども対象としています。

※これらの事業のほか、関係機関などと連携し、適切な支援機関につなぐこともあります。

## 相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

### 1 まずは地域の相談窓口へ

各地域の窓口で相談ができます。生活の困りごとや不安を支援員にお話しください。



### 2 あなただけのプランを作ります

相談者の方の希望を尊重しながら、目標や支援内容を支援員が一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。



### 3 支援決定・サービス提供

支援プランを元に、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談員が定期的に確認し、場合によってはプランを見直します。



### 4 自立し安定した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて支援員によるフォローアップが行われます。



太宰府市にお住いの方で、生活にお困りの方は、下記にご相談ください。

## 太宰府市生活支援課生活支援係 (平日午前8時30分～午後5時)

〒818-01980 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話：092-921-2121 (内線300) FAX：092-921-1601

Mail：l-support@city.dazaifu.lg.jp